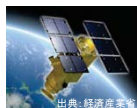


宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度並びにこれらに起因する損害の賠償に関する制度を創設することにより、宇宙開発利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

1. 法律案の背景・必要性

(背景1) 民間の宇宙活動の進展

- 近年、人工衛星及びロケットの小型化、低価格化の進展等により参入障壁が下がった結果、民間の宇宙活動が進展。
- 民間の宇宙活動の進展は、海外受注の獲得等を通じて、我が国の宇宙産業基盤の持続性確保に寄与。
- 我が国の民間の宇宙活動の進展により、新産業・サービスや雇用機会の創出に期待。



(背景2) 宇宙諸条約の担保措置

- 我が国は、宇宙活動に関するルールを定めた宇宙条約(昭和42年)、宇宙損害責任条約(昭和58年)等を締結済み。
- これまで我が国の宇宙活動は宇宙航空研究開発機構(JAXA)をはじめとした国と特別の関係をもつ者のみが行ってきたため、従来はJAXA法等により宇宙諸条約を担保。
- 近年の民間の宇宙活動の進展により、これに対応する宇宙諸条約の担保法が必要。

(背景3) 宇宙基本法の制定(平成20年)

- 宇宙活動に係る規制等に関する法律の整備をすべきことが規定(基本法第35条)。

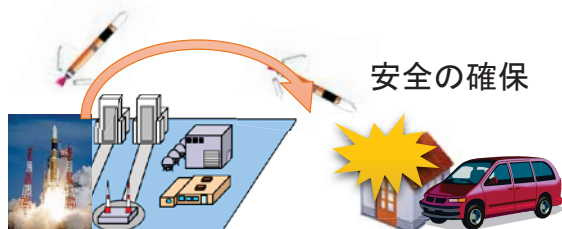
法律案の必要性

- 民間の宇宙活動の進展に対応して、
- 民間の宇宙活動に係る宇宙諸条約の担保法が必要。
 - 人工衛星等の打上げ等に際し、公共の安全確保に万全を期するとともに、損害賠償が必要な場合に被害者を迅速に保護する必要。
 - 産業振興の制度インフラとして法整備が必要。
 - ・政府補償契約の設定により、事業者の損害賠償リスクを定量化。
 - ・ルールの事前明確化により、事業リスク低減、予見可能性向上に寄与。
- * 米国では、商業打上げ法の制定を契機に、SpaceX社等が商業打上げ市場へ参入

2. 法律案の概要

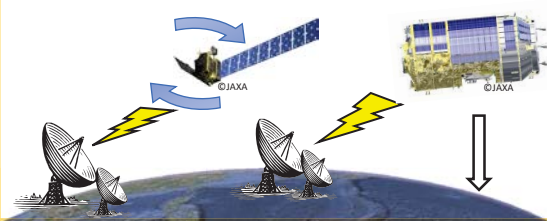
人工衛星等の打上げに係る許可制度

1. 人工衛星等の打上げを許可制とし、飛行経路周辺の安全確保、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施等について事前審査。
2. ロケットの型式設計、打上げ施設の基準への適合性について事前認定制度を導入。



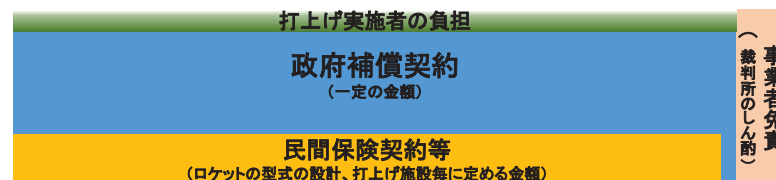
人工衛星の管理に係る許可制度

1. 人工衛星の管理を許可制とし、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施、宇宙空間の有害な汚染等の防止、公共の安全の確保、再突入における着地点周辺の安全確保等について事前審査。



第三者損害賠償制度

1. 人工衛星等の打上げに伴い地上で発生した第三者損害を無過失責任とするとともに、打上げ実施者に責任を集中。
2. 打上げ実施者に損害賠償担保措置の実施を義務づけ。
3. 2の損害賠償担保措置でカバーできない損害について、政府が補償契約を締結できる制度を導入。
4. 人工衛星の管理に伴い地上で発生した第三者損害を無過失責任とする。



事業者免責
(裁判所のしん酌)